

令和2年3月30日

中央区長

山本 泰人 様

大都市制度（特別区設置）協議会
会 長 今 井 豊

特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）について

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、先般はご多忙の折ご意見を賜り、重ねて御礼申し上げます。

貴区のご意見は、基礎自治体である特別区として、長年にわたり並々ならぬご尽力を重ねてこられたことを踏まえ出されたものであると、当協議会として受け止めております。

貴区より頂戴したご意見を踏まえ、第33回協議会（令和2年2月26日開催）にて、再度、特別区設置協定書へ記載する特別区の名称について議論を行いました。

その結果、長きにわたり市民に慣れ親しまれ、愛着のある名称である等の観点から、当協議会としては、同一名称となることについて貴区にご理解を求めることが確認されました。

また、貴区が懸念されている行政推進上の影響や住民の戸惑いなどの点については、今後、新たな特別区において、できる限り工夫を凝らしていくことにより、解消に努めることが可能ではないかと考えています。

つきましては、以上のような趣旨・状況をご賢察の上、「中央区」の使用（協定書への記載）について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。